

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
20	石川 計臣（5）	<p>1. 富士市市民活動総合補償制度の適用実績と運用について</p> <p>最近、地区及び町内会主催の市民活動行事において、富士市市民活動総合補償制度を適用する事故が多発しており、本制度の適用可否等に関する議論が高まっています。</p> <p>富士市市民活動総合補償制度とは、市が保険料を負担し、対象となる市民活動中の傷害や賠償責任を補償する制度です。</p> <p>この制度がスタートする前は、各町内会は保険料の一部を市が負担する自治会活動賠償責任保険等に独自に加入していましたが、本制度のスタートを契機に、多くの町内会は独自に加入していた保険を解約しています。その理由は、市からの保険料負担がなくなったことと、保険内容が富士市市民活動総合補償制度とほとんど変わらなかったからです。</p> <p>富士市市民活動総合補償制度は、次の4項目に該当する市民活動中の事故について適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益性のある活動</li> <li>・無報酬の活動（交通費や食事代などの実費は無報酬とみなす）</li> <li>・本来の職場を離れ、本人の自由意思で参加する活動</li> <li>・政治、宗教及び営利を目的としない活動</li> </ul> <p>そして、本制度の適用対象者は、町内会やボランティア団体等の市民活動団体、市民活動団体において指導的地位にある人、市民活動に従事する人であり、文化祭の来場者や区民体育祭の応援者、市以外が主催する教室・講座受講者などは含まれません。</p> <p>富士市市民活動総合補償制度の啓発活動、適用実績、適用範囲等について、以下質問いたします。</p> <p>(1) 本制度の案内チラシは、毎年各地区の町内会長に配付されていますが、これ以外にどのような啓発活動が行われているのでしょうか。</p> <p>(2) 市民活動の従事者を対象とした傷害補償、指導者等を対象とした賠償責任補償の適用実績についてお伺いします。</p> <p>(3) 本制度が適用されると考えられる市民活動は多くあります。この中から代表活動例を抽出して、以下質問いたします。</p> <p>① 地区文化祭には、主催者役員、舞台出演者（大人、小中学生、幼稚園児）、ボランティア団体の模擬店出展者、一般来場者等、多くの方が参加します。事故が発生した場合、本制度でいう活動従事者とはどの範囲までが含まれるのでしょうか。</p> <p>② 区民体育祭では、地区文化祭と同様に多くの立場の方が参加します。本制度において、区民体育祭の応援者は市民活動従事者に含まれていません。しかし、体育祭では幼稚園児を含む応援者（来場者）全員が参加する競技があります。この場合の事故対応はどのようになるので</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
20	石川 計臣（5）	<p>しょうか。</p> <p>③ まちづくりセンター講座、市主催の各種講座・教室は市民活動として位置づけられています。町内会長やボランティア団体の役員は市主催の講演会やイベント及び各種会議に動員されるケースが多くあります。市民活動として認められるのはどの範囲まででしょうか。</p> <p>④ 町内会組織に所属している子ども会が計画した旅行において、引率役員または子どもが事故で負傷した場合の傷害補償、賠償責任補償の適用はどのようになるのでしょうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
21	遠藤 盛正（13）	<p>1. 富士市立高校の取り組みについて</p> <p>平成23年4月富士市立高等学校に名称変更されてこととして7年目になります。市立高校改革実施計画は10年計画であり、成果を問う段階ではないことを十分理解しつつ、次の点について伺います。</p> <p>(1) 市立高校の教育の柱である、探究学習とキャリア教育についてこれまでの取り組みを振り返り、現段階における成果と課題をどのように捉えていますか。</p> <p>(2) コミュニティ・ハイスクールとして、地域との連携をどのように図っていますか。また、その教育的な効果についてはどのように考えていますか。</p> <p>(3) ドリカム・ハイスクールとして、生徒の進路実現に向けた支援体制はどのようになっていますか。そして、これまでの進路実績はどのような状況にありますか。</p> <p>(4) 新高校開校に当たり、部活動の見直しが行われ、指導体制の充実などが図られたと思うが、現在部活動の活動状況はどうですか。</p> <p>2. 成年後見制度における市民後見人について</p> <p>先般、県内で初めてとなる市民後見人がこの富士市から誕生しました。後見人は、これまでは親族がなるケースが多かったが、さまざまな問題や家族間の希薄化で親族後見人が少なくなっています。そのため弁護士や司法書士、社会福祉士が行っているのが現状です。後見人の役割として、被後見人の預金管理、契約などの財産関連及び身上監護に関する法律行為を行います。</p> <p>成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の28.1%となっています。親族以外の第三者が成年後見人に選任されたものは、全体の71.9%であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。</p> <p>2025年問題が迫る超高齢社会において、独居の老人や家族と疎遠になり離れて暮らしている方の増加も予想される中、第三者が公的に財産を守る成年後見人が必要となるわけです。</p> <p>しかし、専門職後見人の数は十分とは言えず、今後高齢者の増加に対応できるか心配になります。市民の生命、財産を守る行政として、病院や消防と同じように成年後見制度を充実させなければいけないと思います。今回、一般市民から後見人が生まれたことは大変すばらしいことだと思います。今後、富士市としてこの市民後見人を、どのように考えていますか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長